

令和7年度 軽トラック積載用移動式サウナ等製作業務委託仕様書

1 委託業務名

軽トラック積載用移動式サウナ等製作業務

2 業務の目的

豊後大野市（以下、本市）では、日本ジオパークとユネスコエコパークの両方に登録された豊かな自然を活用したアウトドア・サウナが盛んで、「サウナのまち豊後大野」を推進しており、魅力的なサウナ事業者が多く在ることから、市外から多くの利用者が訪れている。

本事業では、軽トラックに積載可能な移動式サウナ（以下、移動式サウナ）を製作し、市内外の様々なイベントへ出展し、新たな顧客獲得を促進し、本市サウナ施設利用者の底上げを目的とする。

また、移動式サウナが稼働しないときは、専用の台車に載せ、豊後大野市役所本庁舎（以下、庁舎）1階の市民ホールに展示し、「サウナのまち豊後大野」のシンボルとしてシビックプライド醸成を促進する。

3 業務の内容

（1）移動式サウナの製作

イベントに出展しサウナとして稼働する時と、市民ホールにPRのために展示する非稼働時の両方で有用な移動式サウナを製作する。

①本市が所有する軽トラックの荷台（荷台幅 1,410mm×荷台長 1,940mm）に積載・固定可能で、運転して移動できること。

②2人程度で、軽トラックへの積み下ろしが可能なアウトリガー等を付属すること。

③軽トラック積載時の収容可能人数は4人程度とし、ステップ等を付属することで容易に入浴できること。

④外装には大分県産の木材を使用し、「サウナのまち豊後大野」をPRできるように、デザインを施す等の仕組みを作ること。

⑤骨組み等の素材は自由とするが、接続部を含め十分な強度を有すること。

⑥サウナは薪ストーブを使用し、煙突を含め環境に配慮があり、安全かつ取扱が容易なものを採用すること。また、薪ストーブと煙突は5年以上の耐用年数があること。

※軽トラックの規格等は別紙1に記載する。

（2）サウナボックス専用台車（以下、台車）の製作

庁舎外から展示場所である市民ホールへ、サウナボックスを積載して運搬することができ、載せたまま展示できる台車を作成する。

①台車の高さは、サウナボックスを積載した状態で、庁舎入り口を通過できる高さまでとする。

②台車の平面サイズはサウナボックスを安定して積載でき、庁舎入り口を通過でき、容易に展示スペースまで移動できること。

③台車の車輪等の可動部には固定して非稼働になる仕組みを作り、サウナボックスを積載したまま静止して展示できること。

※庁舎入り口の詳細図および市民ホールの平面図は別紙2に記載する。

(3) 移動式サウナの運用説明

移動式サウナの軽トラックへの積載方法、サウナストーブ稼働方法および各種設定方法等の運用方法を説明する機会を1回以上作ること。また運用説明をまとめたものをデータ及びA4の用紙に印刷して提出すること。

4 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 業務主任担当者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、本市からの指示を受ける窓口として業務主任担当者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 業務計画表の管理

本市と業務計画表を調整して業務を実施するものとし、業務の遂行状況については、随時報告を行うものとする。

(3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時本市と打ち合わせを行うものとする。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うものとする。

5 成果物の提出

業務完了の際は委託業務完了通知書を作成し、本業務で製作したサウナボックスの意匠図等と画像、及び運用説明書を併せて本市に提出する。

6 履行期間

委託契約締結日から令和8年1月30日まで

7 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者が本業務において製作した成果物の所有権は本市に帰属する。
- (2) 受託者は本業務完了の後に、成果物と類似した商品開発を行い知的財産権を取得しても、本業務における成果物の知的財産権を本市に対して行使しないものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないようつとめること。また、第三者との間に知的財産権、所有権などの権利侵害の紛争等が生じた場合は、市と受託者の双方が協議の上処理すること。
- (4) 受託者の責に帰すべき理由により、本市、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者は受託金額の範囲内でその損害を賠償すること。
- (5) 委託業務完了通知日から起算して 180 日以内に、正常な管理のもとで故障したときは、受注者が自己の負担で修理又は交換するものとする。荒天、震災による故障はこれに該当しない。不測の事態が発生した場合は本市と協議を行うものとする。
- (6) 受託者が業務を実施するにあたり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。
- (7) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ、決定する。

8 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、委託者と受託者との協議によって、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議によって、決定するものとする。

9 その他

(1) 守秘義務事項

- ①本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用したりしてはならない。
- ②本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。
- ③上記①・②の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(2) 再委託に関する制限

- ①受託者は、委託者の承諾を得て、委託業務の一部を再委託できるものとする。ただし、受託者が提案した企画書に記載された実施体制によるものについては、委託者の承認を得ずに再委託することができるものとする。
- ②前項の場合において、受託者は、再委託した業務のすべてについて責任を負わなければならない。

①ダイハツ

型 式：EBD-S211P
荷 台 幅：1, 4 1 0 cm
荷 台 長：1, 9 4 0 cm
原動機の型式：KF
燃料の種類：ガソリン
前 軸 重：4 7 0 k g
後 軸 重：3 1 0 k g
最大積載量：3 5 0 k g
車 両 重 量：7 8 0 k g
車両総重量：1, 2 4 0 kg
長 さ：3 3 9 c m
幅 : 1 4 7 c m
高 さ：1 7 8 c m

<画像>



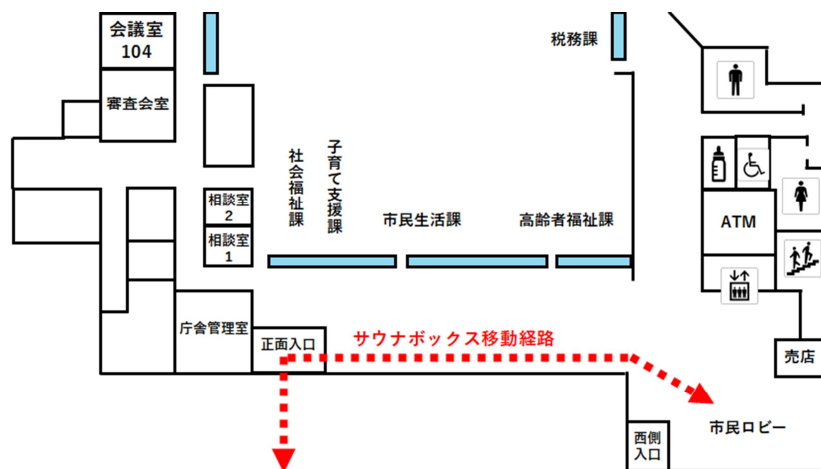
②スズキ

型 式：EBD-179441
荷 台 幅：1, 4 1 0 cm
荷 台 長：1, 9 4 0 cm
原動機の型式：R06A
燃料の種類：ガソリン
前 軸 重：4 6 0 k g
後 軸 重：2 8 0 k g
最大積載量：3 5 0 k g
車 両 重 量：7 4 0 k g
車両総重量：1, 2 0 0 kg
長 さ：3 3 9 c m
幅 : 1 4 7 c m
高 さ：1 7 6 c m

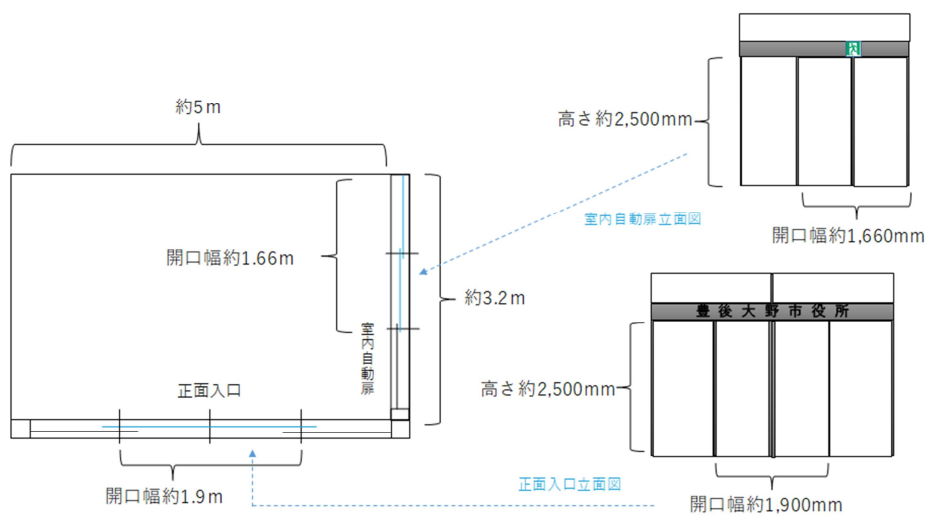
<画像>



①庁舎1階 北側平面図



②正面入口 詳細図



③市民ロビー平面図

